

霧島市道路占用料徴収条例の一部改正について

霧島市道路占用料徴収条例の一部を次のように改正する。

平成31年2月18日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

霧島市道路占用料徴収条例（平成17年霧島市条例第264号）の一部を次のように改正する。

別表中表の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用物件		単位	占用料 (円)	備考
法第32条第 1項第1号 に掲げる工 作物	第1種電柱	1本につき1年	650	占用物件たる 電柱、電話柱 を支えている 支線又は支柱 の占用料は、 徴収しない。
	第2種電柱		1,000	
	第3種電柱		1,400	
	第1種電話柱		580	
	第2種電話柱		930	
	第3種電話柱		1,300	
	その他の柱類		58	
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル につき1年	6		
地下に設ける電線その他の線類		4		
路上に設ける変圧器	1個につき1年	570		

	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	350	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個につき 1 年	1,200	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		490	
	広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	900	
	家屋その他これに類する工作物	占用面積 1 平方メートルにつき	580	
	その他のもの	1 年	1,200	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	25	排水管、各戸引込管及びかんがい施設の占用料は徴収しない。
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		35	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		53	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		70	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		110	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		140	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		250	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		350	
	外径が1メートル以上のもの		700	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,200		

法第32条 第1項第 5号に掲 げる施設	地下街及び 地下室	階数が1のも の		Aに0.005 を乗じて 得た額	Aは、近傍類 似の土地の時 価を表す。
		階数が2のも の		Aに0.008 を乗じて 得た額	
		階数が3以上 のもの		Aに0.01 を乗じて 得た額	
	通路	上空に設ける もの		450	
		地下に設ける もの		270	
		その他のもの		350	
	その他のもの		1,200	マンホール、 暗きよ等	
法第32条 第1項第 6号に掲 げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際 し、一時的に設けるもの	占用面積1平方 メートルにつき 1日	9		
	その他のもの	占用面積1平方 メートルにつき 1月	90		
道路法施 行令(昭和 27年政令 第479号。 以下「政 令」とい う。)第7 条第1号 に掲げる 物件	看板(アーチ であるもの を除く。)	一時的に設け るもの	表示面積1平方 メートルにつき 1月	90	
		その他のもの	表示面積1平方 メートルにつき 1年	900	
	標識		1本につき1年	930	
	旗ざお	祭礼、縁日その 他の催しに際 し、一時的に設 けるもの	1本につき1日	9	
その他のもの		1本につき1月	90		

	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	9	
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	90	
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	900	
その他のもの		450			
政令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1平方メートルにつき	1,200	
政令第7条第3号に掲げる施設			1年	Aに0.034を乗じて得た額	Aは、近傍類似の土地の時価を表す。
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートルにつき1月	90	
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				120	
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.019を乗じて得た額	Aは、近傍類似の土地の時価を表す。
	上空に設けるもの			Aに0.024を乗じて得た額	
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額		

	その他のもの	Aに0.034 を乗じて 得た額
政令第7 条第9号 に掲げる 施設	建築物	Aに0.019 を乗じて 得た額
	その他のもの	Aに0.014 を乗じて 得た額
政令第7 条第10号 に掲げる 施設及び 自動車駐 車場	建築物	Aに0.024 を乗じて 得た額
	その他のもの	Aに0.014 を乗じて 得た額
政令第7 条第11号 に掲げる 応急仮設 建築物	トンネルの上又は高架の道 路の路面下に設けるもの	Aに0.019 を乗じて 得た額
	上空に設けるもの	Aに0.024 を乗じて 得た額
	その他のもの	Aに0.034 を乗じて 得た額
政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.034 を乗じて 得た額
政令第7 条第13号 に掲げる 施設	トンネルの上又は高速自動 車国道若しくは自動車専用 道路（高架のものに限る。） の路面下に設けるもの	Aに0.019 を乗じて 得た額
	上空に設けるもの	Aに0.024 を乗じて 得た額

	その他のもの	Aに0.034 を乗じて 得た額	
その他のもの	占用物件の種類ごとに市 長が別に定める額		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の霧島市道路占用料徴収条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用の期間に係る占用料について適用し、施行日前の占用の期間に係る占用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

道路法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第2号）の施行により国の道路占用料が改定されたことを踏まえ、本市の道路占用料の額を改定するため、本条例の所要の改正をしようとするものである。